

## 第16回障害者芸術・文化祭実行委員会会則（案）

### 第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、第16回障害者芸術・文化祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 実行委員会は、第16回障害者芸術・文化祭（以下「障害者芸術・文化祭」という。）の開催に当たり、全ての障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与するため、障害者芸術・文化祭の準備、運営、実施等に必要な事業を行うことを目的とする。

### 第2章 組織

（組織）

第3条 実行委員会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 会長は、愛知県知事をもって充てる。

3 副会長は、愛知県副知事をもって充てる。ただし、障害者芸術・文化祭を担当する者に限る。

4 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

（1）関係機関及び団体の役職員

（2）学識経験を有する者

（3）前2号に掲げる者のほか、会長が特に必要と認める者

5 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は不在のときは、副会長が、その職務を代理する。

（監事）

第4条 実行委員会に、監事を置く。

2 監事は、会長が委嘱する。

3 監事は、実行委員会の会計その他の事務を監査する。

（顧問及び参与）

第5条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

4 参与は、障害者芸術・文化祭の準備、運営、実施等について、助言することができる。

（任期）

第6条 会長、副会長、委員、監事、顧問及び参与の任期は、第14条の規定に基づき実行委員会が解散する日までとする。ただし、会長、副会長、委員、監事、顧問及び参与が就任時の機関又は団体の役職を離れたときは、辞任したものとみなし、会長は、その後任者を必要に応じて補充することができる。

2 前項の規定（ただし書を除く。）にかかわらず、特別の事情があるときは、この

限りではない。

### 第3章 会議

(会議の種類)

第7条 実行委員会の会議として総会を置く。

(総会)

第8条 総会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 3 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
  - (1) 本会則に関する事項
  - (2) 障害者芸術・文化祭の実施要綱に関する事項
  - (3) 障害者芸術・文化祭の準備、運営及び実施に関する事項
  - (4) 実行委員会の予算及び決算に関する事項
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、障害者芸術・文化祭の開催に係る重要な事項
- 4 総会は、委員（副会長を含む。以下この条において同じ。）の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 5 総会の議事は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 やむを得ない理由のため総会に出席できない委員は、代理人に表決を委任することができる。この場合、第4項及び第5項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 7 会長が必要と認める場合、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、総会の議決に代えることができる。
- 8 会長は、必要があるときは、委員以外の者に総会への出席を求めることができる。

### 第4章 幹事

(幹事)

第9条 実行委員会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、会長が委嘱する。
- 3 幹事は、第8条第3項各号の事項の審議について、委員を補佐する。
- 4 幹事のうちから幹事長を置き、会長が指名する。
- 5 幹事長は、必要に応じて幹事会を開催することができる。
- 6 幹事の任期については、第6条の規定を準用する。

### 第5章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第10条 会長は、総会を招集するいとまがないとき、又は総会の権限に属する事項で簡易なものについては、その議決すべき事項について専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の総会等において報告しなければならない。ただし、簡易なものについては、この限りでない。

## 第6章 事務局

(事務局)

第11条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を愛知県健康福祉部障害福祉課内に置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第7章 会計

(会計)

第12条 実行委員会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計年度)

第13条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8章 解散

(解散)

第14条 実行委員会は、その目的が達成されたときに解散する。

(残余財産の帰属)

第15条 実行委員会が解散した場合において、その残余財産は、愛知県に帰属するものとする。

## 第9章 補則

(補則)

第16条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

この会則は、平成27年 月 日から施行する。